

令和5年（行ウ）第126号不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都

第2準備書面

2024年2月22日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 指 宿 昭 一



弁護士 加 藤 桂 子



弁護士 谷 村 明 子



弁護士 宮 城 知 佳



弁護士 山 田 省 三



弁護士 山 本 志 都



原告らは、本準備書面で、本件処分の変憲違法性に関する主張を整理する。

1 被告準備書面（2）第1 1「原告の主張について」

被告は、準備書面（2）2頁において、原告の主張について、

- ①組合員らが会計年度任用職員であること
- ②①は一般職の地方公務員（地公法3条2項）であること
- ③②には地公法4条1項が適用されること
- ④地公法58条が適用された結果労組法が適用されない
- ⑤東京都労働委員会が労働委員会規則33条1項5号（被告は「5項」とするが誤記である）によって申立てを却下した

との各段階に分けた上で、

地公法58条自体の合憲性には争いがないものの、都労委が④の判断をした結果⑤の処分を行ったことが違憲であると主張している、と整理している。

本件処分が、①ないし⑤の法適用によって行われていることはそのとおりである。

そして、原告らが違憲違法性を主張しているのは、①組合員らが会計年度任用職員とされたこと、④会計年度任用職員とされた組合員らに労組法が適用されないことの二点である。

2 会計年度任用職員に労組法が適用されないこと（④）

労組法が全面適用されていた特別職非常勤職員を、労組法の適用除外となる会計年度任用職員に移行し、奪われた労働基本権に対して何らの代償措置さえも取らないことは、原告ら第1準備書面で主張したとおり、憲法28条に反する。

3 組合員らが会計年度任用職員とされたこと（①）

2020年（令和2年）4月1日以降も、ALTの業務内容はそれ以前と全く変わらず、その労働条件にも基本的に変化はなく、ALTと東京都教育委員会との間の支配従属関係・経済的従属関係も従前どおりである。

そうであるならば、ALTの身分は、従前のままとするか、別途、労組法の適用がされる職種を制度化し、ALTを同職種に移行するなどして、労働基本権を奪われないようにすべきであった。

それにもかかわらず、同日以降、ALTを会計年度任用職員として任用したことは、違法である。

以上